

旧北小学校におけるインターナショナルスクール事業に関する基本協定書（案）

浜松市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和 7 年 5 月 7 日付市有財産を活用したインターナショナルスクール事業者募集プロポーザル方式共通募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき、乙が提案した旧北小学校を活用した事業（これらに係る質問回答の結果及びその後の修正を含む。以下「提案事業」という。）の実現に関する基本的事項について、次の条項により基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。なお、本協定において用いる用語の意義は、本協定において別段の定めがあるもののほか、募集要項と同じとする。

（目的）

第 1 条 本協定は、提案事業を円滑に実施するための必要な諸手続き並びに甲及び乙の権利義務について定めることを目的とする。

（募集要項及び提案内容の遵守）

第 2 条 乙は、事業の実施に当たり、募集要項及び提案事業の内容を遵守し、募集要項記載の事業の趣旨を尊重し、誠実に対応するものとする。

（賃貸借契約等）

第 3 条 本協定締結後、甲及び乙は、旧北小学校にて甲が行う工事終了後、速やかに募集要項「V 3 契約の締結」に示す市有財産（旧北小学校）賃貸借契約（以下「契約」という。）を締結しなければならない。

2 甲及び浜松市中央区北地区自治会連合会（以下「地元自治会連合会」という。）との間で締結済みの旧北小学校にかかる市有財産無償貸付契約が存在することに鑑み、乙は、甲及び地元自治会連合会との調整により、3 者間で、募集要項に定める条件を含む、契約締結後の旧北小学校の管理運営に関する必要事項、役割分担等を定める覚書を締結しなければならない。

（有効期間）

第 4 条 本協定締結後の有効期間は、本協定締結日から契約締結の日までとする。

（施設運営）

第 5 条 乙は、事業開始までに、地元自治会連合会等に対し提案事業についての説明会を開催し、旧北小学校の活用内容等について説明しなければならない。

2 前項の説明会実施後、地元自治会連合会から懸念事項等が示された場合は、地元自治会連合会の十分な理解が得られるよう、乙は対応しなければならない。

- 3 乙は、第 1 項の説明会において説明した内容及び地元自治会連合会から示された懸念事項等を踏まえ、地域住民に対し提案事業についての説明会を開催し、旧北小学校の活用内容等について説明しなければならない。
- 4 前項の説明会実施後、地域住民から懸念事項等が示された場合、地域住民の十分な理解が得られるよう、乙は対応しなければならない。
- 5 乙が前各項に定めるところにより説明し、及び対応した場合においても、地元自治会連合会及び地域住民の理解が得られないと甲が判断した場合、甲は乙と契約を締結しないことができる。この場合において、乙は甲、地元自治会連合会及び地域住民に対しその損失の補償を求めることはできない。
- 6 説明会開催にかかる費用は乙の負担とする。

(基本協定の地位の譲渡等)

第 6 条 乙は、甲の書面による承諾がない限り、本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(解除等)

- 第 7 条 本協定に違反する事実があり、甲の催告にも関わらず乙がこれを是正しないときは、甲は本協定を解除することができる。
- 2 旧北小学校にて甲が行う工事終了後、速やかに契約の締結に至らなかった場合は、甲は本協定を解除する。
 - 3 甲が、第 1 項に規定する解除権を行使した場合であっても、乙は、負担した本基本協定の費用を甲に請求することができない。
 - 4 甲が、第 1 項に規定する解除権を行使したことにより、乙又は第三者に損失又は損害を生じた場合であっても、甲はその責めを負わない。

(違約金)

第 8 条 本協定の締結から契約締結までの間に、乙の責により甲が本協定を解除した場合又は、借受候補者が正当な理由なく賃貸借契約を締結しない場合は、乙は契約にかかる賃料 6 月分に相当する額（契約を締結する場合の見込額）である金〇円を、甲が指定する期間内に支払わなければならない。

(秘密保持)

第 9 条 甲及び乙は、本協定に規定する各事項について、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、これを第三者に開示し、及び本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合、弁護士等の法令上守秘義務を負う者に開示する場合及び甲が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

(基本協定の変更)

- 第 10 条 本協定の規定は、甲及び乙の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。
- 2 甲は、乙に対し、公共公益上、必要と認めるものについて、合理的な範囲で書面により提案事業の変更を求めることができる。
- 3 法制度の変更などやむを得ない事由により、乙が提案事業を変更する必要性が生じた場合は、乙は、甲に対し、提案事業の趣旨を損なわない範囲内で、書面により変更を申し入れることができる。
- 4 乙は、甲の書面による承諾がない限り、提案事業を変更することはできない。
- 5 前項により、甲が承諾した内容も提案事業の一部とする。
- 6 乙は、提案事業の実施に際して、疑義が生じたときは、速やかに甲と協議を行い、誠実にこれに対処するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

- 第 11 条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、甲及び乙の間で、本協定に関して生じた一切の紛争については、本土地を管轄する地方裁判所をもって専属の管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

- 第 12 条 本覚書に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙は誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

この覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和○年○月○日

所在地 静岡県浜松市中央区元城町 1 0 3 番地の 2
甲 名 称 浜松市
代表者 浜松市長 中野 祐介

所在地 ○○市○区○○町○○番地の○
乙 名 称 ○○○○
代表者 ○○○○